



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ 環境保全

VOL. 93

・発行・
平成25年
1月15日



「行政ニュース」

- ◆「平成24年度環境省受託事務「電子マニフェスト研修会」の開催について
- ◆「行政ニュース」
- ◆「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」

岐阜県環境生活部廃棄物対策課



あいさつ	新年を迎えて	(一社)岐阜県産業環境保全協会理事長 粥川長司	2
新年のごあいさつ		役員一同	3
		岐阜県環境生活部長 秦康之	4
		岐阜市環境事業部長 松野正仁	5

行政ニュース	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について	岐阜県環境生活部廃棄物対策課	6
	平成24年度環境省受託事務「電子マニフェスト研修会」の開催について	岐阜県環境生活部廃棄物対策課長	8

振興局だより	飛騨におけるツキノワグマの出没について	岐阜県飛騨振興局環境課	11
--------	---------------------	-------------	----

シリーズ	わがまちの環境保全と対策	美濃市長 石川道政	13
トピックス	電子マニフェスト加入時の加入料を協会が補助します	14	
	電子マニフェストの導入を進めるためのアンケート結果について	15	
	青年部会創立10周年の記念の年を迎えて		
	青年部会長 小塙将樹	19	

協会だより	〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉	
	野村清晴理事が環境大臣表彰を受賞	22
	理事会の開催	22
	委員会の開催	23
	総務委員会関係の事業(労働安全衛生研修会)	23
	研修指導委員会関係の事業(視察研修会)	23
	(産業廃棄物関係法令等研修会)	24
	適正処理委員会関係の事業(巡回指導・パトロール)	24
	青年部会の動向	26

	〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉	
	産業廃棄物と環境を考える全国大会	27
	全国産業廃棄物連合会平成24年度第1回総務委員会	27

	〈中部地域協議会〉	
	平成24年度第2回専務理事会議	27
	〈その他〉	

お知らせ	産業廃棄物処理関係講習会の実施状況	27
	協会カレンダーに掲載する写真の募集	28
	許可の有効期限にご注意	29
	電子マニフェストシステムの加入申込み方法と加入実績	30
	協会入会のおすすめ	31
	会費の納入は便利な口座振替で	32
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について	33
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書	34
編集後記		35

表紙写真 「寒ざらし」(郡上市)	フォト飛水 大塙昭吾
------------------	-------	------------



新年を迎えて

理事長 粥川長司

新年あけましておめでとうございます。

平成25年の新春を迎え、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

さて、昨年は懸案でありました一般社団法人への移行が、会員の皆様のご支援によりましてスムーズに完了することができました。これに伴い、正会員の皆様には新しい会員証と倫理綱領をお届けさせていただきました。また、一般社団法人への移行後は、一段の情報の透明性が求められることから、協会のホームページに、事業計画、予算、決算等に係る事項のほか、理事会の開催結果についても掲載をスタートさせました。このほか、青年部会創立10周年という節目の年を迎えて、創立記念式典の開催、各地で開催されたイベントに出展し、協会活動の啓発に取組んでもらったという1年でもありました。

一方、国内の経済活動は、相変わらず低迷から脱出の出来ない1年でもありました。しかし、昨年末の解散総選挙と政権交代に時を合わせるように、景気の先行きに僅かな明るさが感じられるようになってきました。こうした流れが加速し、長年の呪縛から解き放たれた消費が回復し、設備投資も回復するという1年になってくれることを願っております。更には、9月に、2020年のオリンピックの開催地が決定されることになっており、首尾よく東京での開催が決まれば、一層の支援材料となるものと確信しています。

私たちの業界は、各種の経済活動が行われる中で、豊かな環境が健全に保全され、これを将来の世代に継承していくことのできる社会、すなわち、持続的発展が可能な社会を構築していくという理念のもとに活躍している業界であります。最近における動きとして、温室効果ガス等、環境への負荷の原因となる物質の排出削減を図ることを目的に、国が各種の調達等の契約を結ぶ際には、企業におけるこうした取り組みを考慮し、契約先を選定する方向での検討がされているところで、喜ばしいあり方だと考えております。

協会の今年の取組みとしては、「正会員はすべて電子マニフェストに加入する運動」を展開することにしています。排出事業者が加入してくれないために電子マニフェストの効果が期待できないとの意見がある一方、排出事業者側からは、収集運搬等の業者が加入しないので加入を見送っているとの意見も多くあります。こうした現状を打破するため、まずは、自分たちの業界から率先して加入を進めることにしましたので、どうかご協力をお願いします。私たちの協会の活動を、より多くの県民の方に理解していただける活動にも積極的に取り組み、「協会に加入していて良かった。」と実感していただける協会を目指して活動して参りますので、ご理解とご支援をお願いします。

最後になりましたが、会員の皆様、並びに関係各位の今年1年のご活躍とご繁栄をお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

慶 春



年頭に当たり、皆様のご健勝とご隆盛をお祈り申し上げます。本年も協会の運営にご支援、ご協力を頂きますようお願いします。

平成25年元旦

理事長	粥川 長司	理事	丁 明夫
相談役	清水 道雄	同	土岐 建夫
副理事長	木村 虎男	同	富所 俊一
同	鈴村 兼利	同	丹羽 武
専務理事	長谷部 政行	同	野々村 清
理事	石垣 彰寛	同	野村 清晴
同	大村 辰男	同	広瀬 悅治
同	河合 研三	同	堀 義博
同	國本 吉男	同	山田 輝幸
同	栗本 純夫	監事	石原 幸喜
同	杉下 武夫	同	高木 雅浩
同	傍島 壽一		

新年のごあいさつ

岐阜県環境生活部長
秦 康 之

新年あけましておめでとうございます。

平成25年の新春を迎え、一言挨拶を申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、会報の発行、各種講習会の開催等による会員への情報提供など、積極的な活動を展開されていることに感謝を申し上げます。

さて、県では、昨年9月、10月に「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」を開催し、平成18年に開催した「全国植樹祭」、平成22年に開催した「全国豊かな海づくり大会」とともに、森・川・海を一体とした環境保全の取り組みを全国に発信して参りました。これらの行事を通じて高まった清流を守る意識を一過性のものとすることなく、本年も引き続き、県民が主役であることを実感できる『清流の国ぎふづくり』に取り組んで参りたいと考えております。

また、こうした環境保全に対する意識の高まりと、森林・環境対策の重要性から、豊かな自然環境の保全と再生に向けた取り組みを推進するための費用について、県民の皆様に等しくご負担いただくため、「清流の国ぎふ森林・環境税」を昨年4月1日から導入しました。これにより、水源林の整備、里山林の整備・利用の促進、水環境の保全等、環境を重視しながら森林を守って活かす、「恵みの森林づくり」としての各種施策を進めています。

廃棄物関係では、循環型社会の形成を目指して取り組むための基本的な方針として「第2次岐阜県廃棄物処理計画」を昨年3月に策定しました。本計画は、計画期間を平成24年度から平成33年度までとし、廃棄物の減量化の目標を掲げ、その目標の達成及び適正処理推進のため、県民協働により、3Rによる資源の有効利用の推進や県民総ぐるみによる環境美化運動の推進、廃棄物の不適正処理の監視体制の確保等に取り組むこととしております。皆様のご理解とご協力をお願いします。

最後になりましたが、一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と、今年一年が会員の皆様にとって、よい年でありますよう心からお祈り申し上げます。

新年のごあいさつ

岐阜市環境事業部長

松野正仁

新年あけましておめでとうございます。

平成25年の新春を迎え、一言ご挨拶を申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より産業廃棄物処理行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

一昨年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの尊い命を奪うとともに社会生活や産業に甚大な被害を及ぼしました。あれからすでに2年が経過しようとしておりますが、廃棄物の除去作業は軌道に乗ったものの、インフラ整備の遅れや放射能汚染等により未だ多くの方が仮設住宅での生活を余儀なくされています。被災者の方が一刻も早く普段の生活に戻っていただけるよう、切に願っているところであります。

中部圏におきましても、近々の大震災の発生が危惧されております。災害に備えるための危機管理も重要ですが、災害が発生した場合にいかに早くライフラインを復旧できるかが重要な課題になります。このような非常事態に備え、本市では関係団体等との相互協力関係を密にしていく事が重要な施策であると考えており、貴協会に対しましても一層のご協力をお願いするところであります。

さて、平成16年3月に発覚した岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案につきましては、平成20年3月25日に環境大臣の同意を得た「特定支障除去等事業実施計画」に従って着々と作業を進めてまいりましたが、昨年10月に廃棄物の掘削・選別・搬出処分が終わり、本年3月には計画どおり支障除去等事業が完了できる見込みとなりました。皆様方にも多方面からご支援とご協力を賜り、本事案の解決に向けて前進できたことを深く感謝しております。

本市としましては、このことを教訓に様々な施策を展開しておりますが、今後も産業廃棄物の不適正処理に対して更に厳格に対応することを念頭に、産廃Gメンを中心とした監視パトロールや、処理業者及び排出事業者への立入検査を強化するなどして適正処理を推進し、二度とこのような事件が発生しないよう努めてまいります。

なお、貴協会の皆様におかれましても、本市の施策に積極的にご協力いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会の今後益々のご発展と会員皆様のご健勝とご活躍を心よりお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

【改正の内容】

○事業者によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間を平成39年3月31日まで延長するもの。

※ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令第3条

○経緯等

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下「P C B廃棄物特別措置法」という。)が平成13年7月に制定され、国が中心となってP C B廃棄物の処理体制を整備し、P C B廃棄物の保管者に対しては政令で定める期間内に処理を行うことが義務付けられ、法の施行から15年後(平成28年7月)が処分の期間とされました。

P C B廃棄物特別措置法が施行され、10年が経過したことを機に、環境省において「P C B廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という。)が設置され、今後の処理推進策について検討がなされてきました。

検討委員会において、昨年8月に報告書(次頁に概要版を掲載)を取りまとめ、平成28年7月までの処理は困難であることから、新たな処分の期間を設定することが適当であるとの結論が得られ、環境省において、処分期間の改正手続きを経て、平成24年12月12日付で改正する政令の公布・施行に至りました。

参考ホームページ

環境省：報道発表資料

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部改正する政令の閣議決定及び意見募集の結果について(お知らせ)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16073>

環境省：P C B廃棄物適正処理推進に関する検討委員会

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/confs/tekisei.html>

「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」報告書

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。

①高圧トランク・コンデンサ等



JESCOが5地域で処理
(北海道、東京、豊田、大阪、北九州)

- 想定よりも遅れが生じている(28年までに7~8割)の処理は完了する見込み。
- 処理施設稼働後に明らかになった課題への対応。
 - 特に、PCBの揮発性が想定を上回り作業に制約が生じた。作業改善、設備の追加等により対応してきた。
 - 保管を始めてから40年近く経つており、処理対象機器が老朽化しており、処理に手間がかかる。

安全性を最優先し、確実な処理を推進している

②安定器等・汚物



JESCOが処理

- 北九州のみで処理が開始。
- 北海道は建設中
- 東京・豊田・大阪は、処理の見込みが立っていない。
- 汚物には、汚泥など低濃度のものが多い。

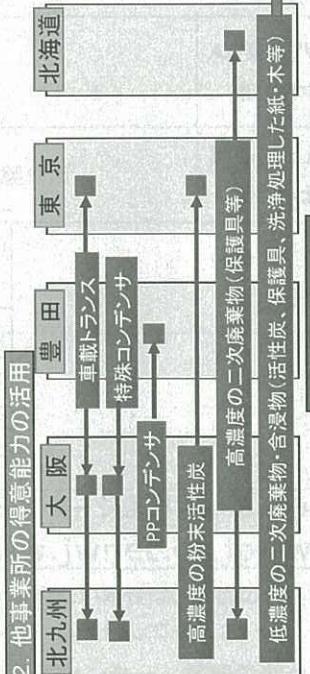
安全性を最優先し、確実な処理を推進している

処理推進策

1. 処理施設の改修

大阪、豊田、東京、北海道

2. 他事業所の得意能力の活用



③微量PCB汚染廃電気機器等



民間の認定事業者が処理

- 法施行後の平成14年度に存在が判明
- ①・②と比較すると、濃度が低く、焼却処理による体制を確保
- 平成21年度から大臣認定処理施設による処理に着手

処理推進策

1. 豊田・東京・大阪事業工リアにおける処理体制の確保に具体的に取り組む。

- 自工リアの処理終了の見通しがついた時点で、全国の処理状況を踏まえ処理体制の方向性について判断。
- 低濃度のPCB汚染物については、無害化処理認定施設の処理対象に位置づけ。

2. 处理施設の増強が必要

- 絶縁油のみの処理施設が多いため、筐体の処理が可能な施設の認定を増やす必要

その他

- ・PCB廃棄物処理の重要性を周知・途上国等への支援

無害化処理認定施設の活用

- ・東京・豊田・大阪地域の処理体制を確保するため、環境省と自治体の協議の場を設ける。
- ・処理に着手されたばかり。処理に最も時間がかかる見込み。

保管場所での適正な保管

- ・処理体制と処理期間について、JESCO試案を参考に、環境省・JESCOにおいて更に検討を行うとともに、関係者への説明を十分に行なう上で実施することが必要。
- ・保管場所での漏えい・紛失等の対策強化
- ・未届出者の掘り起こし、使用中機器の対策

地元地域との連携・協力

- ・関係者が努力しPCB全体((1)～(3))の処理完了が見込まれる期限まで延長
- ・処理に最も時間がかかるのは、(3)微量PCB汚染廃電気機器等
- ・少なくともストックホルム条約で求められている年限(平成40年)までに処理が完了できるようすべき。(処理期限は、これに2年程度の余裕を見込み設定する必要)



廃対第386号

平成24年12月11日

関係団体の長様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

平成24年度環境省受託事務 「電子マニフェスト研修会」の開催について

このことについて、別紙のとおり、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の「電子マニフェスト研修会」が開催されますので、通知します。

電子マニフェストは、利用者の情報管理や行政の監視業務の合理化につながること等のメリットがあり、産業廃棄物処理システムの透明性を図り、不適正処理事案に迅速に対応するためにもその普及が求められています。

県としても、産業廃棄物の適正処理や循環型社会の形成に資するものとして、電子マニフェストの普及促進に取り組んでいますので、この機会に電子マニフェストの導入をご検討いただくよう貴下協会員又は組合員に周知願います。

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

産業廃棄物係

係長	安藤	担当	見吉
電話	058-272-1111	内線2717	
Fax	058-278-2607		

CSRの
重要なツール
電子マニフェスト

「電子マニフェスト研修会」のご案内

平成24年12月10日

環境省からの受託事業により、電子マニフェストの現状やシステムの概要及び既に電子マニフェストを導入された排出事業者の運用事例を紹介する研修会を開催します。

廃棄物に係る担当の方をはじめ、CSR推進担当の方も是非ご参加ください。

主催 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター

開催次第

1. 開催の挨拶 (5分)
2. 産業廃棄物処理の現状について（仮題） (25分)
行政担当者（予定）
3. 電子マニフェストの現状とシステムの概要 (50分)
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター
4. 電子マニフェスト運用事例発表 (20分)

開催日時・運用事例発表者・会場

開催地	開催日時	運用事例発表者	会場名・住所
大阪	1月 16日(水) 14:00~16:00	製造業：(株)エクセディ	大阪商工会議所 大阪市中央区本町橋2-8 B1A
福岡	1月 22日(火) 14:00~16:00	建設業：大成建設(株)九州支店	(財)福岡県中小企業振興センター 福岡市博多区吉塚本町9-15
東京	2月 7日(木) 14:00~16:00	調整中	AP東京八重洲通り 東京都中央区京橋1-10-7 KPP 八重洲ビル13F
岡山	2月 20日(水) 14:00~16:00	製造業：(株)村田製作所	岡山県生涯学習センター 岡山市北区伊島町3-1-1(情報・創作棟2F)
愛知	2月 26日(火) 14:00~16:00	調整中	(株)アイ・エム・ワイ 名古屋市東区葵3-7-14 8F

※開催の20分前より受付を開始します。

※車でのご来場は、ご遠慮願います。

■定員：100名／1開催

■参加費：無料

- 申込方法：下記の情報処理センターホームページよりお申し込みください。
URL <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

なお、ホームページより申込みができない場合は、裏面の申込書(FAX用)に必要事項を記載し、情報処理センターに送信してください。

- 問合せ先：(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

TEL. 03-5275-7023



JWNET
Japan Waste Network

行政ニュース

電子マニフェスト研修会参加申込書（FAX用） (兼 決定通知書)

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター 業務推進部 行

FAX: 03-5275-7112

参加希望会場 (参加希望の会場に ○印を記入してく ださい。)	1	大阪会場 1月16日(水) 14:00~16:00	大阪商工会議所 大阪市中央区本町橋2-8B1A
	2	福岡会場 1月22日(火) 14:00~16:00	(財)福岡県中小企業振興センター 福岡市博多区吉塚本町9-15
	3	東京会場 2月7日(木) 14:00~16:00	AP東京八重洲通り 東京都中央区京橋1-10-7 KPP八重洲ビル13F
	4	岡山会場 2月20日(水) 14:00~16:00	岡山県生涯学習センター 岡山市北区伊島町3-1-1(情報・創作棟2F)
	5	愛知会場 2月26日(火) 14:00~16:00	(株)アイ.エム.ワイ 名古屋市東区葵3-7-14 8F

事業区分	1.排出事業者 2.収集運搬業者 3.処分業者 4.その他() (該当する方に○印を記入してください。)				
JWNETへの加入状況	1.加入済 2.未加入 (該当する方に○印を記入してください。)				
フリガナ					
貴社名					
参加者	部署		役職		氏名
ご住所	〒				
TEL					
FAX					

申込みの決定通知書は、受付確認後、当センターからFAXにてご連絡いたします。
※ 申込み受付は、定員になり次第締め切りますので、お早めに申込みください。

事務局記入欄

受理日	受付内容

飛騨におけるツキノワグマの出没について

岐阜県飛騨振興局環境課

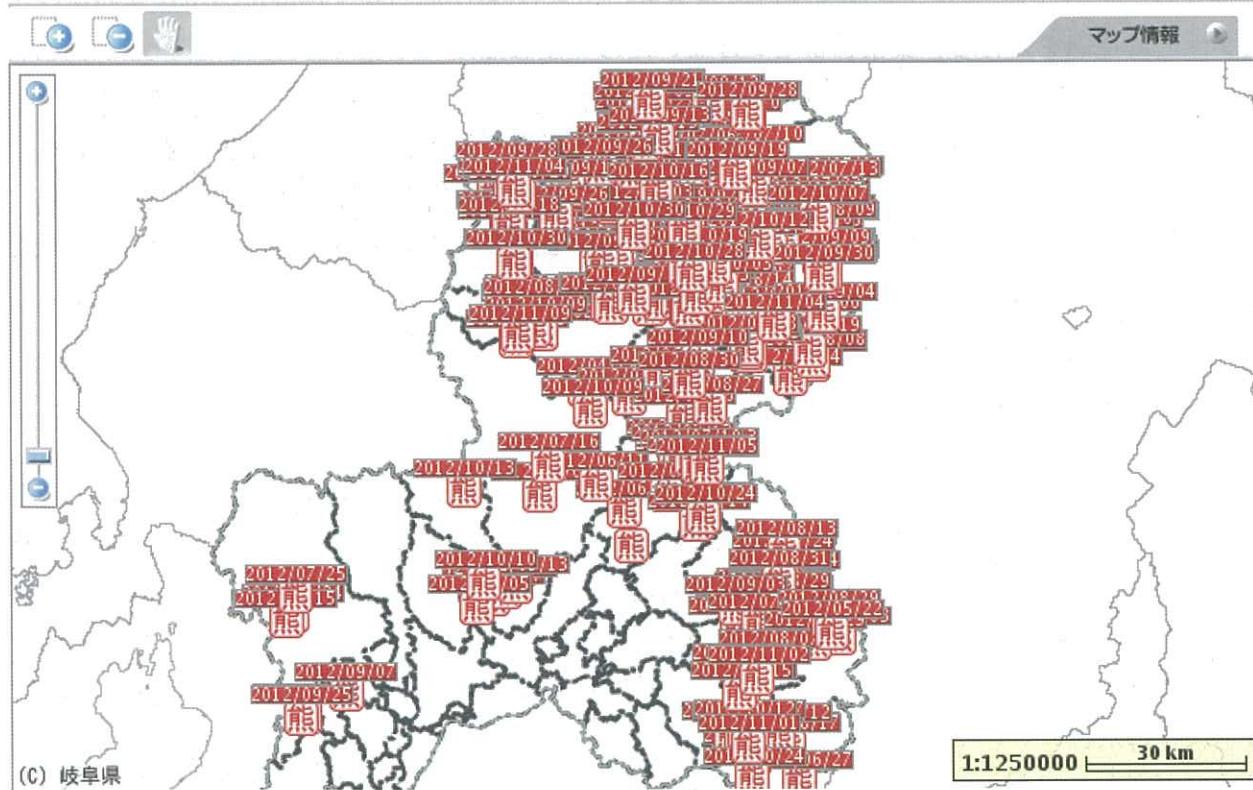
近年、中山間地域におけるイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の野生鳥獣による農林水産業被害の深刻化が叫ばれていますが、ツキノワグマについては人身被害も発生しており、住民の方々の安全・安心を確保する観点からも適切な対策が求められています。

県の各振興局及び事務所の環境課では廃棄物対策に関する業務のほか、野生鳥獣の保護に関する業務を行っており、ツキノワグマの捕獲等については市町村が地元猟友会の協力を得て実施する一方で、その適正な実施について市町村に対して助言等を行っています。

(飛騨圏域の状況)

飛騨圏域(高山市、飛騨市、下呂市、白川村)におけるツキノワグマの出没状況は下記「クママップ」(平成24年12月25日時点：岐阜県ホームページに掲載)のとおりであり、実に県内の約8割が飛騨圏域での出没(目撃)となっています。

クママップ



ツキノワグマの成熟した個体は臆病な性格と言われていますが、人と突発的に遭遇することでパニックを起こし、人に襲いかかることがあります。今年度も飛騨では山菜取りの方が、突然クマと出会い、襲いかかられてケガを負うという事故が2件ありました。また農林水産業被害の報



「クマハギ」の被害(岐阜県森林研究所提供)
「クマハギ」の被害(岐阜県森林研究所提供)

告もあります。特に林業においては、春先にスギ、ヒノキなど造林木の皮をはぐ「クマハギ」被害が見られます。若くて細い木よりも、長年大事に育て伐採適齢期を迎えた太い木が被害を受けやすい傾向があり、森林所有者の頭を悩ませています。

(堅果類の豊凶と出没数との関係)

クマは秋口にブナ、ミズナラなど堅果類の実を食べ、冬眠期に耐えうる栄養を体内に蓄えますが、これらの実が凶作の年には、代わりになる食べ物を求めて人里近くに大量に出没します。最近では平成18及び22年に大量出没し、普段はクマをほとんど見かけることのない場所へも現れ、住民の方々は不安な日々を過ごしました。

今年度は秋口の大量出没は見られませんでしたが、6月から8月にかけて特に高山市では出没の情報がたくさん寄せられました。

(クマとの遭遇を避ける、集落に寄せつけないための注意点)

成熟したクマは人に気付けば、通常は警戒して離れていくことが知られています。事故が起きるのは、やはりクマと人が突然近い距離で遭遇する場合であり、こうした事態を避けるため、山に入る際には、鈴、笛、ラジオなどを携帯し、クマに自分の存在を知らせることが重要です。遠くにいるクマを発見した場合には、近寄らずにそっと離れてください。また、クマを集落周辺に寄せつけないために、生ゴミを田畠に捨てない、柿、栗などの果樹の実を残さず採取するなど、エサとなるものを排除することが必要です。

(人とクマとの共存を目指して)

平成18年の大量出没を契機に県ではツキノワグマの地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び人身被害の防止並びに農林業被害の軽減を図り、人とクマとの共存関係を構築することを目的としてツキノワグマについての特定鳥獣保護管理計画を策定しています。1年ごとの捕獲数の上限目標を設けるなど慎重な管理を心がけています。

九州では絶滅、中国・四国地方などでは絶滅の恐れのあるとされているツキノワグマですが、岐阜、特に飛騨において、多数生息しているということは、住民の皆さまの努力により豊かな自然環境が守られてきた証拠ともいえます。近年、人里へ出没し、住民の安全、安心な生活が脅かされる状況も生じていることから、必要な捕獲は行いつつも、生息状況についてモニタリングを行い、科学的に検証しながら保護管理していくことが重要と考えます。飛騨振興局では関係法令に基づき、クマを含めた野生鳥獣にかかる課題に、引き続き適切に対応して参ります。

わがまちの環境保全と対策



～小さくともきらりと光る
オンリーワンのまちづくり～

美濃市長 石川道政

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会ならびに会員の皆様には、日頃より本市をはじめ各地域の廃棄物の適正な処理と環境保全に格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、人口約2万3千人、面積約117km²、山林が約80%を占め、長良川と板取川の清らかな水と緑に囲まれ、1300年の伝統を誇る美濃和紙の産地であり、江戸時代に築かれた歴史的建造物が建ち並ぶうだつの上がる町並みに多くの観光客が訪れ、豊かな自然に恵まれた歴史と文化の香り高いまちです。

また、町並みの春を彩る「美濃まつり」、秋の「美濃和紙あかりアート展」、さらに町並みをスタートし新緑薫る市内を周回する自転車競技「ツアーオブジャパン美濃ステージ」などのイベントが行われ、市の伝統文化と自然を生かした小さくともきらりと光るオンリーワンの『住みたいまち、訪れたいまち、夢かなうまち』を目指し、市民協働のまちづくりを推進しています。こうしたまちづくりを進める上でかけがえのない財産が、豊な自然や清らかな川、安心して暮らせる環境であるといえます。

国では「循環型社会形成推進基本法」に基づく容器包装リサイクル法や家電リサイクル法など各種リサイクル法を整備し、循環型社会形成に向けた取り組みが着実に進行しているところです。

当市でも、ガラスびん・ペットボトルなどのリサイクルを推進し、現在5品目13種類の分別収集を進めるとともに、スローライフシティーをキーワードに「レジ袋など不用な物を貰わない」、「物を大切にして長く使う」などを呼びかけながらごみ減量を進めています。そのほか、市民の健康づくりとともに地球環境に負荷のないエコな乗り物としての自転車を活用したまちづくりにも努めているところです。

産業廃棄物につきましては過去の産廃火災の教訓を生かし、事故を未然に防止し、市民の生活環境を保全することを目的に「美濃市産業廃棄物保管の規制に関する条例」を制定し500m²以上の産廃保管場所の設置に規制をかけるとともに、保管の基準や市の立入権限を設け、適正な産廃の保管を促しています。さらに、埋め立ての規制については、県の条例が制定される以前より「住みたいまち美濃市の環境を守る条例」で規制を行い、無秩序な埋め立てによる土壌や地下水汚染を防止し、適正な埋め立てが行なわれるよう監視、指導を行っています。

最近、ごみ収集場所から資源ごみ等を持ち去る行為が多発しており、市民の皆様からの目撃情報が寄せられるなど迷惑行為が見受けられます。こうした持ち去り行為に対して厳格に対応するため、罰則を定めた法的措置を講じる条例の改正に向け取り組んでいます。

最後になりましたが貴協会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げます。

電子マニフェスト加入時の加入料を協会が補助します

産業廃棄物にかかるマニフェスト制度は、委託した廃棄物が確実・適正に処理されているかを確認するための制度として設けられているものであります、このための業務が、排出事業者、収集運搬業者、処分業者とも、極めて煩雑になることから、電子マニフェストの制度が導入されています。

当協会でも、電子マニフェストの導入が、作業効率の向上に大きく寄与すると同時に、産業廃棄物の適正処理の向上にも寄与するとの観点から、積極的に進める必要があると考え、協会員の皆さまに加入するようお願いをしています。しかし、平成24年4月における協会員の導入率は27.4%（372社中102社が加入）。産業廃棄物の排出、収集運搬及び処分に関与しない協会員は除外しています。「以下同じ。」）であり、加入の目標達成には、ほど遠い状況にあります。

こうしたことから、電子マニフェストの導入を進めるため、平成24年8月に、協会員に対しアンケートをお願いしました。その後、このアンケートで明らかになった事項等も参考にしつつ、平成24年12月12日に開催の理事会において、電子マニフェストの加入の取組みとして、次の事項の確認と決定がされました。

- 1 正会員は、すべて電子マニフェストに加入することを平成20年度において決定しているが、改めてこのことについて確認する。
- 2 未加入の正会員の加入を促進するため、電子マニフェスト制度に加入する場合の加入料（3,150円）を1年間に限り協会が補助する。

つきましては、正会員で電子マニフェスト未加入の会員におかれましては、早急なご加入にご協力ください。

また、その場合に必要となる加入料については、協会が補助する制度を設けましたので是非ご利用ください。この補助制度については、平成25年4月のスタートを予定していますが、平成25年1月以降に申し込みをされた正会員にも遡及して適用をしていきます。詳しくは、次号（25年4月15日発行予定）でお知らせしますが、是非この機会に電子マニフェストに加入していただきますようお願いします。

なお、協会員の皆さまからお寄せいただいた提言等については、協会として取組むもの、行政に協力をお願いをするもの等可能なものから取組みをしていく予定です。

電子マニフェストの導入を進めるためのアンケート結果について

当協会では、業務の効率化、産業廃棄物の適正処理の透明性を高める等の観点から、協会員の電子マニフェストへの加入を推奨しており、この対策を検討する資料とするため、収集運搬・処分業者及び排出事業者の協会員を対象に、平成24年8月にアンケート調査を行い、その結果をまとめましたのでお知らせします。

アンケートの対象者	372社(収集運搬・処分業者323社、排出事業者49社)
上記のうち回答のあったもの	138社(回答率37.1%)

以下に、アンケート結果の概要を記載します。(アンケートの集計表については17ページ以降に掲載)

1 現在の電子マニフェストの導入状況について

導入済みである	91社 (66.0%)	※ 1
早急に導入、又は将来的には導入したい	29社 (21.0%)	※ 2
導入は考えていない	18社 (13.0%)	※ 3
計		138社

※ 1 24年4月現在、アンケートの対象となった372社中、102社(27.4%)が電子マニフェストに加入をしています。

※ 2 「将来的には導入をしたい」と回答している業者が、導入の条件として記載している事項

【収集運搬・処分業者の場合】 多い順に、①排出業者の加入、又は収集運搬・処分業者の加入 ②ランニングコスト対策及び導入費用の支援等でした。

【排出事業者の場合】 多い順に、①収集運搬と処分の業者の加入 ②ランニングコスト対策でした。

※ 3 「導入は考えていない」と回答した業者が理由としてあげている事項

【収集運搬・処分業者の場合】 多い順に、①取扱量が少ない。 ②排出事業者又は処分業者の導入が期待できない等でした。

【排出事業者の場合】 多い順に、①排出量(発行枚数)が少ない。 ②収集運搬・処分業者が導入しない等でした。

2 電子マニフェストの導入を進めるために協会や行政に期待する対策について

【既に導入している社の場合】	(複数回答可)
排出事業者への働きかけ	62社 (68.1%)

トピックス

導入費用の支援	33社 (36.3%)	※ 1
操作方法等の研修	12社 (13.2%)	
その他	10社 (11.0%)	※ 2

【早急に導入、又は将来的には導入予定の社の場合】

導入費用の支援	20社 (70.0%)	※ 1
排出事業者への働きかけ	15社 (51.7%)	※ 1
操作方法等の研修	10社 (34.5%)	

※ 1 既に導入している社の場合は、排出事業者への働きかけが、今後導入を予定の社の場合は、導入費用の支援に期待が高い。

※ 2 その他として、行政への報告に活用、公共工事等の発注時義務付け等がありました。

3 電子マニフェストを導入していない社における「インターネットの接続状況」について

接続済み	45社 (95.7%)	※
未接続	1社	
未記入	1社	

※ 電子マニフェストの導入にはインターネットへの接続が必要となります、現状が未導入であっても、殆どがインターネットは利用されておられます。

4 電子マニフェストを導入しているケースにおける導入の効果等について

効果があった	41社	※ 1
想定したほどの効果がなかった	44社	※ 2
記載なし	6社	

※ 1 効果ありと回答した社が記載した効果の内容は、多い順に「事務処理の省力化」、「マニフェストの保管が不要となった」、「信頼度が向上した」等

このほか、注目する記載として、「ゼネコン等からの入荷が増加した」「大手との取引で有利に働いた」「業者選定時に有利に働く」「排出事業者が電子マニフェストに移行した際に適切に対応できた」等がありました。

※ 2 効果なし等と回答した社が記載した内容は、多い順に「排出事業者の加入が少ない」、「収集運搬又は処分業者のどちらかが加入していない」でした。なお、排出事業者で、効果がなかったと記載した社はありませんでした。

電子マニフェスト導入に関するアンケート集計結果

1 回答状況

	収集運搬※3	処 分※3	小 計	排出事業者	計
対象者	182	141	323	49	372※2
回答数	47	74	121	17	138
回答率(%)	25.8	52.5	37.5	34.7	37.1

※1 このアンケートは、平成24年8月7日付で照会、回答期限を同月の24日で実施

※2 アンケートの対象としたのは、協会員のうち、収集運搬・処分の許可業者及び排出事業者である。

※3 収集運搬と処分の両方の許可を得ている社については「処分」で計上している。

2 導入状況

	収集運搬	処 分	小 計	排出事業者	合 計	構成比
導入済み	27	57	84	7	91	66.0%
早急に導入したい		3	3		3	21.0
将来的には導入したい(※1)	12	8	20	6	26	
導入は考えていない(※2)	8	6	14	4	18	13.0
合 計	47	74	121	17	138	100

※1 どのような状況が整えば導入するか。(重複回答可、未記入の者あり。「以下同じ。」)

【収集運搬・処分業者】

- ・排出事業者及び処分業者の加入 (12)
- ・ランニングコスト対策及び導入費用の支援 (6)
- ・その他 (3)

【排出事業者】

- ・収集運搬業者及び処分業者の加入 (3)
- ・ランニングコストが割安になれば (2)
- ・その他 (1)

※2 導入は考えていない理由

【収集運搬・処分業者】

- ・取扱量が少ない。 (6)
- ・排出事業者及び処分業者の加入が期待できない。 (2)
- ・その他 (4)

【排出事業者】

- ・排出量が少ない。 (3)
- ・収集運搬業者及び処分業者が加入しない。 (2)
- ・その他 (1)

3 導入促進のため行政・協会に期待する対策(重複回答可)

	電子マニフェスト導入済(91社)					(早急に)将来的に電子マニフェスト導入(29社)					総合計
	収集運搬	処 分	小 計	排出事業者	合 計	収集運搬	処 分	小 計	排出事業者	合 計	
排出事業者への働きかけ	19	40	59	3	62	6	8	14	1	15	77
導入費用の支援	6	26	32	1	33	8	8	16	4	20	53
操作方法の研修の実施	6	6	12		12	4	3	7	3	10	22
その他(※)	2	4	6	4	10	1		1		1	11
合 計	33	76	109	8	117	19	19	38	8	46	163

※ その他として記載された事項

【収集運搬・処分業者】

「行政に対する収集運搬実績報告へは、このシステム利用分は省略出来るように」、「公共事業等の発注は、入札参加資格を電子マニフェスト導入済を条件に」、「処分業者が加入するための働きかけ」、「一定規模以上の排出事業者の加入を義務付け」等

【排出事業者】

「収集運搬業者及び処分業者が加入するための働きかけ」、「導入費用に対する助成制度の導入」、「ランニングコストの引き下げ」等

トピックス

4 インターネット接続状況(電子マニフェスト未導入の会員のみ回答)

	収集運搬	処 分	小 計	排出事業者	合 計
接続している	18	17	35	10	45
接続していない	1		1		1
記載なし	1		1		1
合 計	20	17	37	10	47

5 電子マニフェストの効果(電子マニフェスト導入済みの者のみ回答、重複回答可)

	収集運搬	処 分	小 計	排出事業者	合 計
効果があった(※1)	14	20	34	7	41
想定したほどの効果がない(※2)	11	33	44		44
記載なし	2	4	6		6
合 計	27	57	84	7	91
システム等に対する改善要望(※3)	3	4	7	3	10

※1 効果のあった事項

【収集運搬・処分業者】

- ・作成のための業務、処理報告業務(データ管理)等の事務が省力化できた。 (22)
- ・保管が不要となり、紛失の心配が無くなった。 (7)
- ・業者選定時に有利に働くほか、ゼネコンとの取引で有利になり、入荷が増加 (5)
- ・その他 (5)

【排出事業者】

- ・処理状況等の監視、進捗管理が楽になった。 (4)
- ・マニフェストの発行作業、確認作業、過去データの抽出作業が効率化した。 (3)
- ・行政への報告が不要(容易)になった。 (3)
- ・紛失の心配が無くなった。 (1)
- ・記入パターンが保存できるため発行が容易になった。 (1)
- ・他の事業所での排出についても把握できるようになった。 (1)

※2 効果がなかった事項

【収集運搬・処分業者】

- ・排出事業者及び処分業者の加入が少ない。 (27)
- ・紙と電子の二重管理が必要 (9)
- ・その他 (9)

※3 システム等についての改善要望については記載を省略しました。

青年部会創立10周年の記念の年を迎えて

(一社)岐阜県産業環境保全協会青年部会長 小塙 将樹

青年部会長を仰せつかっています小塙です。

私どもの青年部会は、今年「創立10周年」という記念の節目を迎えることが出来ました。青年部会の創立にご尽力され、素晴らしい活動を積み上げてこられた先輩諸兄、そして青年部会の活動に暖かいご支援・ご指導を頂いています協会の関係者の皆さんに厚く感謝を申し上げます。



現在、部会のメンバーは41名で構成されており、研修事業や交流事業等の各種の活動を行っていますが、特に本年度は「青年部会創立10周年記念事業」として、各種イベント等にブース出展を行い、協会の活動をPRする活動や、地域での清掃活動に参加等により部会員の参加意識を高め、本日「10周年の記念式典」を開催することが出来ました。この式典には、協会理事長を始めとする役員の皆さん、全国協議会・中部ブロックの皆さん、45歳を迎える部会を卒業された先輩諸兄の参加を頂き、盛大に開催することが出来ました。またたくさんの皆さんから、励ましの言葉を頂き厚くお礼申し上げます。

昨年は、あの東日本大震災が発生し、日本中を震撼させましたが、あれからはや1年半が経ちました。しかし、がれき処理の道のりはまだまだの感があり、復興問題が風化してしまうのではなく、産業廃棄物処理の業界に身を置く一員として大変心配をしています。

また、我が青年部会においても、大変厳しい経済状況が続いていることから、部会員数の伸び悩み、減少という悩みを抱えております。

しかし、私どもの青年部会は、先輩諸兄が、「現在の部会員である私たち」を思い、幾多の課題を乗り越え、今日の部会に育てて頂いたものであります。私たちはこうしたことを決して忘ることなく、より魅力ある部会、入会して良かったと思われる部会を目指し、「新しい時代の事業展開は、新しい世代の知識と知恵をもって取り組む」という精神を忘れることなく、青年部会の発展と業界発展のため今後とも努力してまいります。

関係の皆さんにおかれては、今後とも青年部会の活動に対し、今まで以上のご支援とご鞭撻をお願いしましてご挨拶とさせていただきます。

(H24.10.13に開催した青年部会創立10周年記念式典でのあいさつから)

トピックス

岐阜県の青年部会10年の記録

年月日	記事
H15. 2.20 3.14 7.9	青年部会設立に向けての発起人会を開催 参加の申し出のあった45名により設立総会を開催(設立日 H15.4.1) 部会長に 丹羽 武 ((有)丹羽建材)を選任 【発足時当時の理事長 中本貞実氏】 廃掃法の改正及び地球環境村構想に関する研修会を開催 この年、新型肺炎(サーズ)が世界中で猛威
H16. 2.6 4.15 5.14 同 12.3	三重県県内で「中部ブロック協議会設立総会」を開催 青年部会報「未来人」創刊号を発行 第1回定期総会をグランヴェール岐山で開催 同会場で、総会に引き続き中部ブロック協議会第2回総会を開催 「産業廃棄物処理の展望」をテーマとした研修会を開催 この年、自動車リサイクル法施行、1万円札の肖像に福沢諭吉登場
H17. 4.24 10.5	第2回総会をグランヴェール岐山で開催 部会長に 木村 順一 ((株)研木村)を選任 総会に引き続き、「仕事観と人生観との融合への道」と題した講演会を開催 視察研修として下呂市の「(株)マテリアル東海」を見学 この年、愛知地球博開催、郵政改革を問う衆議院選挙で自民党大勝
H18. 2.25 4.22 11.4	「新会社法の概要」についての勉強会を開催 第3回総会をホテルスポーツパルコで開催、総会に引き続き「産業廃棄物行政の取組」と題した講演会を開催 視察研修として静岡県袋井市の「(株)リサイクルクリーン」を見学
H19. 4.26 同 9.8 12.13	第4回総会を岐阜都ホテルで開催 同会場で総会に引き続き、中部ブロック協議会第5回総会を開催 大阪市内で開催された「NEW環境展」を青年部研修として視察 「経営理念を学ぶ」と題した講演会を開催 この年、郵政民営化がスタート
H20. 5.9	第5回総会をホテルスポーツパルコで開催 部会長に 石原 幸喜 (丸石(株))を選任

トピックス

	<p>【20. 6 坂志郎氏が新理事長に就任、20. 8 岐阜県と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結】</p> <p>この年、リーマンショックで世界経済が大混乱</p>
H21. 4. 21 9. 10 ～11 12. 16	<p>第6回総会をグランヴェール岐山で開催 視察研修として愛媛県東温市の「オオノ開発(株)」を見学</p> <p>【21.10.29 岐阜県産業環境保全協会設立20周年記念式典開催】</p> <p>「リーダーとしての重要な心得」と題した講演会を開催</p> <p>この年、衆議院選挙で民主党が大勝、民主党政権発足</p>
H22. 3. 17 4. 15	<p>兵庫、愛知、岐阜、静岡、三重4県合同交流会を岐阜市内で開催 第7回総会をグランヴェール岐山で開催 部会長に 達川 修 (株油研) を選任</p>
7. 26 ～8. 3 12. 15	<p>C O₂マイナスプロジェクトの一環として電動バイクキャラバンに参加 「創発の時代一複眼思考のすすめ」と題した講演会を開催</p> <p>この年、宮崎で家畜の伝染病・口蹄疫が拡大</p>
H23. 4. 14 9. 16	<p>第8回総会をグランヴェール岐山で開催 部会長に 小塙 将樹 (小塙メタル(株)) を選任 総会で東日本大震災にかかる義援金が855千円となった報告</p> <p>【23. 6 粥川長司氏が新理事長に就任】</p> <p>中部ブロック交流事業として、岐阜市の長良川河畔でB B Q大会を開催、震災復興チャリティーとして20万円を預託</p> <p>この年、東日本大震災発生・福島第一原発事故発生</p>
H24. 3. 9 4. 13 7. 29・8. 5 9. 1 10. 13	<p>C S R₂プロジェクト登録の講習会を岐阜市で開催 第9回総会を岐阜市内のホテルアルモニー・テラッセで開催 創立10周年記念事業として、地域クリーン活動に参加 創立10周年記念事業として、イオン各務原店内でブース出展 創立10周年記念式典をグランヴェール岐山で開催</p>



創立10周年記念式典出席者

〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

○野村清晴理事が環境大臣表彰を受賞

野村清晴理事兼広報編集委員長(フジムラサービス(株)代表取締役)が、平成24年度循環型社会形成推進功労者(産業廃棄物関係事業功労)として、平成24年10月26日(金)に東京都内で開催された「第11回産業廃棄物と環境を考える全国大会」で、栄えある環境大臣表彰を受賞されました。

協会では、12月12日に開催した理事会において記念品を贈り、受賞をお祝いしました。



大臣表彰を受ける野村理事

○理事会の開催

平成24年12月12日(水)に、平成24年度第3回理事会を岐阜市内の「ホテルリソル岐阜」で開催しました。

粥川理事長が議長となり議事に入り、最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告

- ・(公社)全国産業廃棄物連合会平成24年度第1回総務委員会(10月23日開催)
- ・第11回産業廃棄物と環境を考える全国大会(10月26日開催)
- ・(公社)全国産業廃棄物連合会平成24年

度第2回中部地域協議会専務理事会議
(11月12日開催)



第3回理事会

(2) 委員会報告

・総務委員会

労働安全衛生研修会(11月15日)の開催結果

労働安全衛生ポスターの配付

・研修指導委員会

視察研修会(10月31日)の実施結果

産業廃棄物関係法令等研修会(11月7日)の開催結果

産業廃棄物処理関係講習会(10月17・18日)の受講結果

・広報編集委員会

第3回委員会(10月29日)の審議結果

2013年版カレンダーの作成配付 等

・適正処理委員会

第3回委員会(11月13日)の開催結果

巡回指導・パトロール(9月26日、10月10日)の実施結果

(3) 青年部会報告

・創立10周年記念事業の実施

記念式典(10月13日)の開催

啓発活動としてのブース出展(9月1日、10月27日、11月10・11日)

・役員会(第6回～第7回)

- ・勉強会等(12月5日)の開催
- ・全産連青年部協議会全国大会(11月22日)の参加

続いて、協議事項に移り、最初に「電子マニフェストの導入促進策について」が協議され、「協会の正会員がすべて電子マニフェストに加入するための支援策として、協会が加入料を補助する制度を創設すること」が承認されました。

次に「全産連政治連盟からの寄付依頼の取扱について」が協議された結果、「協会としては行動はとらない。」こととされました。

続いて、その他の事項に入り、「事業実施状況の報告」及び「会員の状況について」の報告がされました。

○委員会の開催

平成24年10月29日(月)

- ・第3回広報編集委員会を開催し、「協会報第93号の編集方針」と「2013年版協会オリジナルカレンダーに使用する写真」について協議を行いました。

平成24年11月13日(火)

- ・第3回適正処理委員会を開催し、「電子マニフェスト導入促進」について協議を行い、「協会のすべての正会員が電子マニフェストに加入すること。そのための支援策として、協会が加入料を補助する制度を創設すること。」について、理事会で承認等を求めることがとされました。

○総務委員会関係の事業

労働安全衛生研修会

平成24年11月15日(木)に、岐阜市内の「ホテルグランヴェール岐山」で『リスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査)に関する研修

会』を中央労働災害防止協会との共催で開催しました。研修会は、講義と4名のグループ毎に討議する演習を繰り返す方法で行い、受講者も参加意識の持てる研修会になりました。講師は、中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンターの芳賀伸之氏にお願いしました。

受講を終了された51名の方には、「修了証」が授与されました。



労働安全衛生研修会

○研修指導委員会関係の事業

視察研修会

平成24年10月31日(水)に、名古屋市港区にある(株)ダイセキ環境ソリューションを訪問し、最初に本社において、山本常務取締役から同社の事業概要について説明を受け、「環境分析室」を見学、次にリサイクルセンターに移動して、同所で谷口さんから、同所で稼働している土壤汚染処理施設について説明を受けました。最後に、廃天ぷら油からディーゼル燃料を精製するバイオエナジーセンターに移動、同所の福井さんからその精製過程の説明を受け、更には、ここで精製されたディーゼル燃料により稼働している重機のエンジンをかけてもらい、通常のディーゼル燃料の排気臭とはかすかに違う臭いを体験しました。



バイオエナジーセンターでの見学

この視察研修には39名の参加があり、研修指導委員会の所管する事業の「産業廃棄物処理施設等の視察」の一環として実施しているものです。チャーターしたバスで県庁前を出発し、車中では丹羽武研修指導委員長、長谷部専務理事から今回の視察の趣旨や視察する施設の概要についての説明を受けて臨んでいたこともあります。それぞれの訪問先で多くの質問がされていました。

産業廃棄物関係法令等研修会

平成24年11月7日(水)に、岐阜市内のホテルグランヴェール岐山で岐阜県廃棄物対策課の安藤英樹技術課長補佐を講師に迎え、「廃棄物処理法のポイント」について、協会が発刊しているテキストを使い説明を受けました。この研修会も研修指導委員会の所管する事業として実施してものであります。研修会の冒頭、丹羽武研修指導委員長から研修会の趣旨について説明がありました。

今回の研修内容は、廃棄物処理法について基礎からもう一度確認するという目的で開催されたことから、法令で定められている基本的な部分の説明が中心でしたが、廃棄物としての分類の判断に迷うようないいくつかの事例についても説明を頂くとともに、電子マニ

フェストの推進や優良産業廃棄物処理業者認定制度のメリットなどについても説明を受けました。

また、質疑では委託契約書の締結方法や印紙税の扱い等についての解説を頂きました。



法令研修会での講義

○適正処理委員会関係の事業

巡回指導・パトロール

巡回指導事業は、会員企業の事業所を訪問し、適正処理の状況等をお聞きしたり、施設を確認させて頂くことにより、協会会員の信頼性を向上させていくことを目的に、適正処理委員会の委員で実施しているものであります。今年度は東濃地域と飛騨地域で実施しました。飛騨地域実施分については協会誌第92号で記載をしていますので、今回は東濃地域実施分を記載します。なお、今回の実施時には、不法投棄事案について、パトロール事業として現地調査を行いました。また、振興局環境課を訪問し、意見交換も行いました。

【東濃地域】 10月10日(水)

参加委員 木村虎男委員長、丁明夫副委員長、石田信正委員、河野勝二委員、杉下武夫委員、高木雅浩委員、堀義博委員

訪問先及び結果

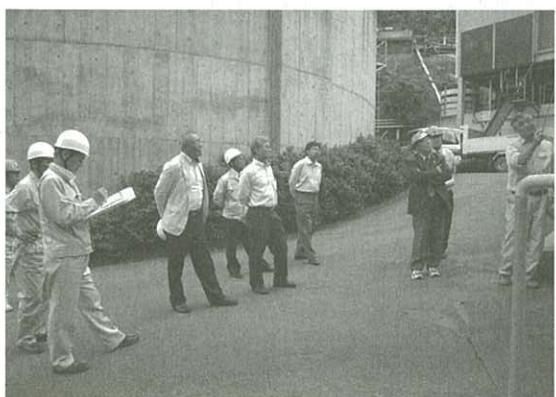
セントラル建設(株)恵那アスコンセンター
恵那市武並町地内において、建設工事によって生じるアスファルト・コンクリート塊を再生路盤材として製品化に取り組むほか、アスファルト合材の生成等も行う一貫生産設備を整えられておられる事業所で、最初に水野所長から最近における物流の動きについて説明を受けた後、再生原料の保管状況やクラッシャープラントの稼働状況について見学をさせていただきました。



セントラル建設への訪問

寿和工業(株)多治見事業所

愛知県春日井市に近接する多治見市廿原地内の管理型の処分場において、石綿等の受け入れをされておられる事業所で、最初に齊藤



寿和工業での施設への訪問

専務取締役、澤田常務取締役から施設の概要、処理の流れ、水質の管理等について、管理型施設の遮水構造について、地域住民等の見学の受入れ等について説明を受け、その後、即日覆土処理がされている現場や水処理が行われている施設等の見学をさせていただきました。

不適正処理事案として県から改善命令が出されている現場

瑞浪市陶町地内で、建設系廃棄物を大量に過剰保管している現場で、岐阜県から改善命令を受けているにも拘わらず、撤去が進んでいない状況を現地で、県廃棄物対策課の二村智課長補佐等から説明を受けました。



瑞浪市陶町地内の不適正処理現場での調査

東濃振興局環境課

大野雅人環境課長始め、同課職員との意見交換及び情報交換を行いました。最初に同課長から管内における環境行政に対する取り組みや産業廃棄物の動静について説明があり、この地域は交通のアクセスが優れていることから、不法投棄の事案が発生しやすい傾向にあるとの説明がありました。委員からは不法投棄等を防止するための対策の提言等をしたほか、リサイクル製品の積極的な活用に

について要望しました。



東濃振興局環境課との情報交換

○青年部会の動向

・部会創立10周年記念事業関係

記念式典の開催 部会が平成15年3月に創立され10周年という節目の年を記念して、10月13日(土)にホテルグランヴェール岐山で多数の来賓をお招きし、式典を開催しました。最初に部会活動10年の記録が映像で報告がされ、その後、小塚部会長が「先輩が築かれた業績を着実に引き継いでいきたい」との力強いあいさつを述べ、来賓からの祝辞、歴代部会長へ記念品の贈呈等が行われ、最後に、記念講演として元岐阜放送アナウンサーの前田幸子さんから「果てしなき未来への挑戦」と題した講演が行われました。その後は、同会場で、なごやかに交流会が開催されました。

ブース出展による啓発活動

循環型社会の形成に向けた取り組み等を市民にPRするための岐阜市環境フェアが10月27日(土)にJR岐阜駅前で開催されました。ここに青年部会はブース出展を行い、産業廃棄物のリサイクルの流れを説明したパネルの展示と子どもさん向けのゲームコーナーを設け、親子連れの来場者などに楽しんでもらい、協会員の事業についてのPRに努めました。

また、11月10日(土)、11日(日)には、美濃市内で開催された美濃市産業祭にブース出展を行い、岐阜市環境フェアと同様の展示を行い、大勢の来場者に対して啓発活動を行いました。



岐阜市環境フェアでのブース出展



美濃市産業祭でのブース出展

・役員会の開催

平成24年度第6回役員会(10月17日(水))、第7回役員会(11月7日(水))を開催し、ブース出展について、勉強会及び忘年会の開催について、部会員の加入承認等について協議を行いました。

・勉強会の開催

12月5日(水)にホテルグランヴェール岐山で、岐阜市産業廃棄物指導課 篠田桂一廃棄物指導係長、同 藤井浩嗣廃棄物審査係長の両氏を講師に迎え、「最近における産業廃棄物行政の話題について」と題して講演を頂き、

講演終了後は情報交換を行いました。久々の勉強会の開催ということもあり、大変熱の入った勉強会になり、大幅に時間を超過しての開催になりました。

また、勉強会終了後は同会場で交流会が開催され、部会員同士による熱心な情報交換が行われていました。勉強会・忘年会には計25名の参加がありました。



12.5 の勉強会

〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉

○産業廃棄物と環境を考える全国大会
平成24年10月26日(金)に、全国産業廃棄物連合会、日本産業廃棄物処理振興センター、産業廃棄物処理事業振興財団の共催による「第11回産業廃棄物と環境を考える全国大会」が、東京都内の「ホテルニューオータニ」で開催されました。この大会は、行政、事業者、学識経験者、市民などにより循環型社会の形成等について一緒に考えるためのもので、「災害廃棄物処理の現状と課題」と題した基調講演や「災害廃棄物の速やかな処理を目指して」をテーマと題したパネル討論会が行われました。

また、大会の冒頭には「平成24年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰(産業廃

棄物関係事業功労者)」が行われ、当協会の野村清晴理事を始めとする18名の方が受賞されました。

当協会からは、粥川理事長、野村理事と長谷部専務理事が出席しました。

○全国産業廃棄物連合会平成24年度 第1回総務委員会

平成24年10月23日(火)に、全国産業廃棄物連合会会議室において開催され、この委員会の委員となっている長谷部専務理事が出席しました。この委員会では、全国産業廃棄物連合会長表彰の地域枠についてや連合会会費算定基準の見直し等について協議が行われました。

〈中部地域協議会〉

○平成24年度第2回専務理事会議

平成24年11月12日(月)に、平成24年度第2回専務理事会議が(公社)静岡県産業廃棄物協会の会議室で開催され、長谷部専務理事が出席しました。この会議では、「優良事業者の育成について」と「許可更新に関する講習会について」が協議されました。また、会議に先立ち、三菱電機静岡製作所の視察を行いました。

〈その他〉

○産業廃棄物処理関係講習会の実施 状況

平成24年度講習会のうち、「特別管理産業廃棄物管理責任者」が10月17日(水)、「更新にかかる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程」が10月18日(木)に、岐阜市内の「ふれあい福寿会館」で開催されました。受講者は前者が81名、後者が91名でした。

協会カレンダーに掲載する写真の募集

当協会では、県内の豊かな自然環境をテーマとした写真を使ったオリジナルカレンダーを作成し、会員及び関係団体等に配布し協会の活動の周知に活用しているところであり、2013年版については、昨年12月中旬に皆さんのところに送付させて頂きました。

このカレンダーに使用する写真については、2013年版から、原則として会員の皆さんからご応募を頂いた写真を用いて編集をしております。2014年版のカレンダーについても

引き続き作成していく予定ですので、県内にはこんなところがあるよという写真を今からご準備いただきますようお願いします。

詳しい応募要領等については、次号以降でお知らせしますが、基本的には2013年版の募集要領(=県内の豊かな自然環境を感じさせる写真で、季節感のあるもの。応募資格は、協会員、協会員の家族及び会員の法人等に勤務する者)と同様にする予定です。

—2013年版カレンダーに使用の写真—



春の雪 大垣市 1～2月



満開のひまわり 関市 7～8月



浄水公園と前渡不動 各務原市 3～4月



明善寺の秋 白川村 9～10月



アジサイ街道 関市 5～6月



紅葉の夕森公園 中津川市 11～12月

産業廃棄物処理業の許可の 有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

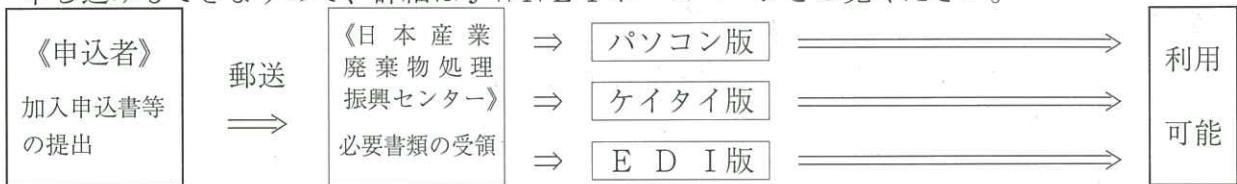
一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
TEL 058-272-9293

お 知 ら せ

〈電子マニフェストシステム(愛称: JWNET)の加入申込み〉 —事業者のマニフェスト事務の効率化のために—

○ 申込み方法

加入申込書、預金口座振替依頼書等の提出が必要です。加入申込書の用紙は JWNET ホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/>) から印刷することも可能ですが、当協会に加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合わせください。申し込みをしてから、1週間程度で手続きが完了し、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターから加入証等が送付されます。なお、インターネット (Web) での申し込みもできますので、詳細は JWNET ホームページをご覧ください。



○ 加入の単位

- 排出事業者：排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所など。
- 収集運搬業者：業者単位で加入。(複数加入も可)
- 処分業者：処分事業場単位。(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能。)

○ 利用料金 平成24年4月より料金改定 (一部値下げ)

【排出事業者】

利用区分	排出事業者			少量排出事業者 団体加入料金
	A 料 金	B 料 金		
加入料(加入時のみ)	3,150円	3,150円		3,150円
基本料(1年間)	25,200円	2,100円		不 要
使用料(登録情報1件につき)	10.5円	(66件まで無料) 67件から 31.5円		31.5円

【処理業者】

利用区分	収集 運搬業者	処分業者			
		処分報告 機能のみ	処分報告機能 + 2次登録機能	2次登録機能のみ	
		A 料 金	B 料 金	A 料 金	B 料 金
加入料(加入時のみ)	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円
基本料(1年間)	12,600円	12,600円	25,200円	12,600円	25,200円
使用料(登録情報1件につき)	—	—	10.5円	(66件まで無料) 67件から 31.5円	10.5円

○ 問い合せ先

- (一社)岐阜県産業環境保全協会
〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 岐阜県水産会館1階

岐阜県内の加入状況

平成24年12月17日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	2,592
収集運搬業者	187
処分業者	109
合 計	2,888

<協会への入会のおすすめ>

—— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないので現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要であります。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、協会事務局へ電話などでお連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

◎会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約310件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

- 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
- 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用する場合は、事務局へご確認ください。
銀 行 (十六・大垣共立・岐阜)
信 用 金 庫 (岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山)
信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)
農業協同組合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)
労 働 金 庫 (東海労働金庫)
ゆうちょ銀行 (全国のゆうちょ銀行)
- ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
- お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

・正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	11月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

・賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058 (272) 9293 (担当: 小野)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えでの購入となります。

発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにて送信ください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

送料について(送付先が岐阜、愛知、三重、静岡の場合)

単 票 1 箱 (100セット入り) 400円

連続票 1 ケース (500セット入り) 450円

* 詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業廃棄物連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発送に係る送料について

当協会で販売しております産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発送に係る送料は、購入者の方に負担いただいておりましたが、平成24年4月から一般社団法人移行後の会員サービスとして、会員様への発送に係る送料を当協会にて負担していますので、お知らせします。

なお、非会員の方へ産業廃棄物管理票を発送する際の送料については、従来と同様購入者様の負担となります。

(一社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 62ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 〒
住 所

会社名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

*事務局記入欄

支払方法	発送 払込No
窓口 現金	
整 理	

電話番号

FAX番号

主な業種 建設業 製造業 医療・福祉 自治体
その他()
(○をつける)
産業廃棄物処理業(収集運搬業・処分業)

(注) *印の欄は、記入しないでください。

2012. 7

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野村清晴

副委員長 石原幸喜

天池孝一 川合秋男 川合雅和 野々村清

濱岡直彦

編集顧問

大野安一

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

今年は、何と言っても昨年末の衆議院総選挙の余韻がいまだ覚めやらず、といった感じで新年の抱負もなかなか描けないのが実情であります。

結果は、民主党の惨敗と自民党の圧勝がありました。しかし、マスコミの報道では、自民党の政策が国民の支持を得た訳ではないという。その証拠は、投票率が低下しており、また、多数の政党が候補者を擁立して、当選に結びつかない票数が多かったからと報じています。ここで、選挙結果を分析することは論外であるが、財政(増税)と景気、エネルギー(原子力発電所)、貿易交渉(TPP)、安全保障(基地問題)、等々国政の重要課題に対して、自民党を除いてほとんどの政党が何らかの分野で『反対』を主張しました。比較的反対と言わなかつた自公が過半数を占めるに至ったにもかかわらず、その政策は国民の求めているものではない、とは不思議な現象であります。

我が業界にとって積年の課題である「適正な処理場」の建設が遅々として進まない現状を知るものとして、いかに反対の声があつても、国民の総利益に適う施策は堂々と推進してもらいたいと願うのが、筆者の細やかな抱負であります。

いつもご愛読いただき感謝しております。本年もよろしくお願い申し上げます。

[言葉の宝石]

子貢、君子を問う。子曰く、先ず行う、その言は而る後に之に従う。(論語)

子貢(孔子の弟子)が、君子(教養人)の在り方について尋ねた。孔子先生はこう教えました。

「先ず実行だ。その説明については、実行の後でする」(そういう人が君子だ)

記 大野 安一

平成25年1月15日発行

第93号

編集発行 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 翁川長司

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozon.jp>
E-mail info@gifu-hozon.jp

印刷共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

としわ
寿和工業株式会社

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壤・臭気の分析等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水 質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 凝化槽放流水
- 工場排水、など

土 壤

- 底質
- 田、畑土、など

肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭 気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールピッチ） ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

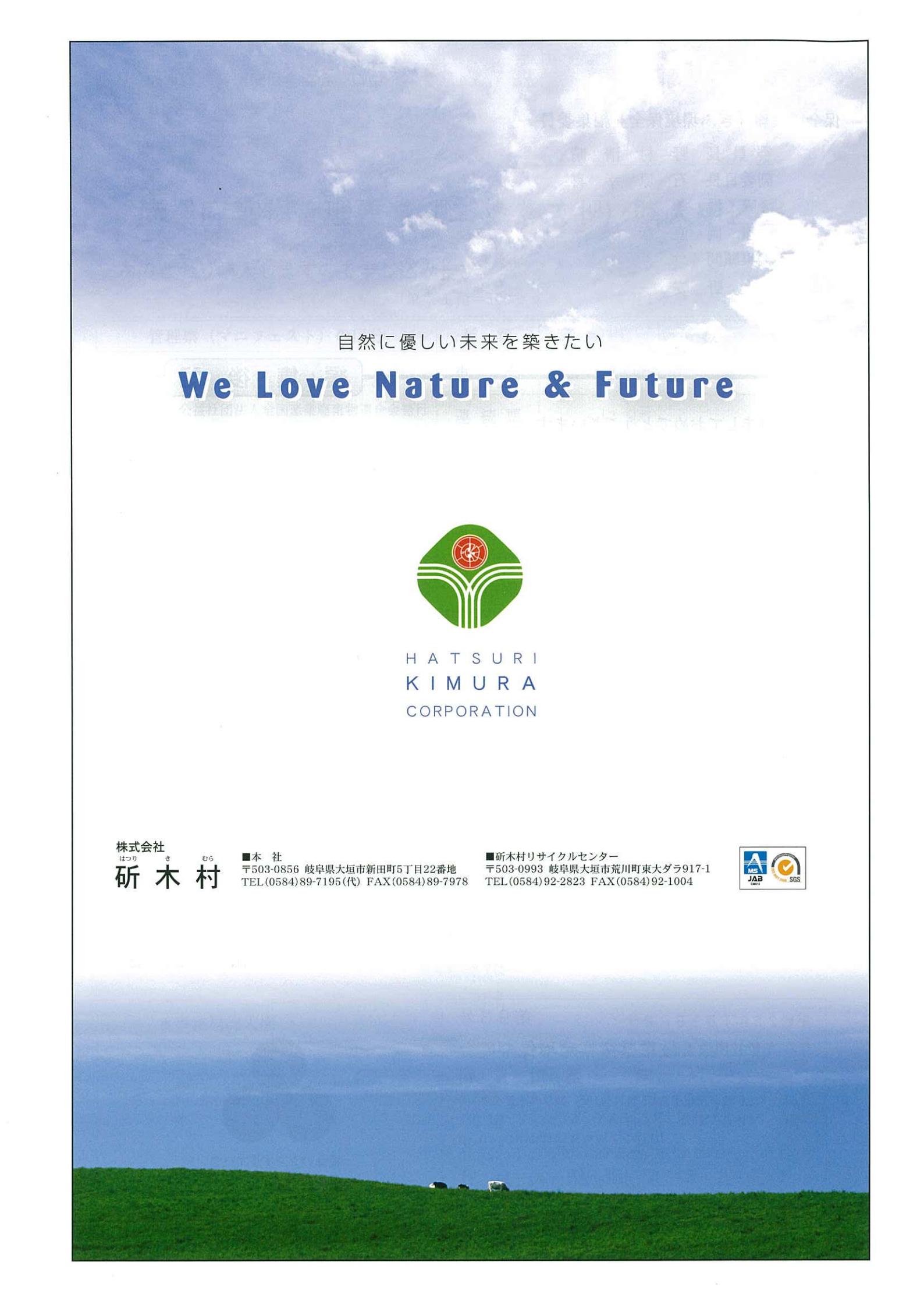
環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661



自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり き むら
研木村

■本社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/

企 業 理 念

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です

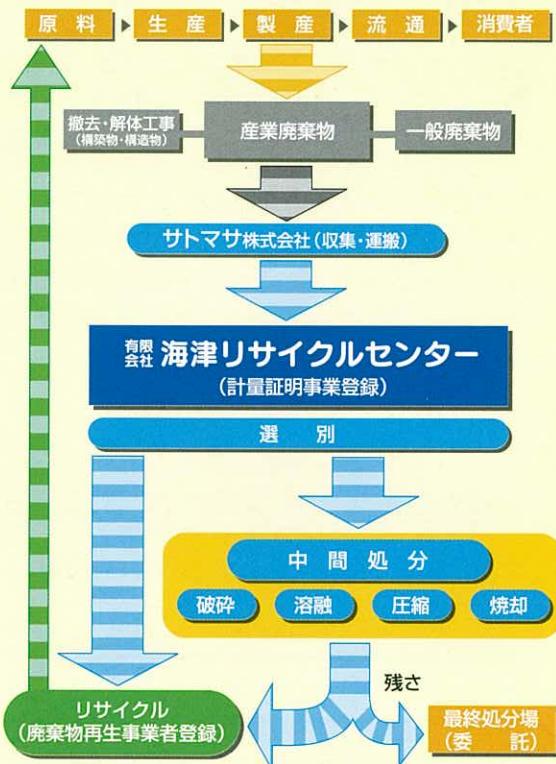


有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことです。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会